

申請をお忘れなく

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

給付金を受け取るためには、申請書の提出が必要ですが、支給対象となる方には、町から申請書を送付しています。申請書に必要な事項を記入し、確認書類とともに返送するか、申請窓口へ直接ご提出ください。

## 臨時福祉給付金

申請窓口 保健福祉課福祉係

本年4月の消費税率引き上げによる住民税非課税者への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な取り扱いとして、臨時福祉給付金を支給します。

### 申請期限

12月26日(金)

### 支給額

対象者一人につき10,000円(高齢基礎年金等受給者には5,000円の加算あり)

### 問い合わせ先

保健福祉課福祉係  
(32)6522

## 子育て世帯臨時特例給付金

申請窓口 町民課子ども係

本年4月の消費税率の引き上げによる子育て世帯の家計への負担を減らし消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として支給します。

### 申請期間

10月27日(月)～平成27年1月27日(火)

支給対象者 平成26年1月1日時点で御代田町に住民票があった方で、次のどちらの要件も満たす方  
①平成26年1月分の児童手当および特例給付金を受給している方  
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当および特例給付の対象となる児童  
ただし「臨時福祉給付金」の対象者となる児童、生活保護の受給者などの方は対象となりません。

### 支給額

対象児童一人につき 10,000円

### 問い合わせ先

町民課子ども係(内線47・74・76)

## ご注意ください

●申請期限内に申請されない場合は、給付金は支給されません。  
●「振り込め詐欺」や「個人情報情報の搾取」にご注意ください。町からATMの操作をお願いすることはありません。

## 町税の納め忘れはありませんか？

# 滞納処分に事前通告はありません。

税金を滞納すると滞納した方の財産(動産・不動産等)すべてが差し押さえの対象となります。町では町税を滞納すると督促状などを発して自主納付を促します。その後、納付や連絡もなく滞納状態が続くと税金の公平と公正を保つため、税法の規定に基づき滞納処분을執行しています。税金は納期限内納付をお願いします。納税にお困りの方は、納税相談を随時実施していますのでご相談ください。

### 平成25年度 差し押さえ実績

財産の種類	金額	内容
預貯金	22,423,140円	金融機関に預貯金を調査し、預貯金の残高を差し押さえます。
給与	621,860円	勤務先に給与の支払い状況を調査し、差し押さえます。
所得税還付金	5,111,578円	確定申告により発生した所得税還付金を差し押さえます。
生命保険	1,070,800円	保険契約を調査し、解約返戻金を差し押さえます。
不動産	12,490,435円	所有している土地や建物を差し押さえます。
合計	41,717,813円	

問い合わせ先 税務課収税係(内線41・73)

# 税務署からのお知らせ

## 平成26年分 青色申告決算等説明会を開催します

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を次のとおり開催します。

説明会で使用する資料は、当日会場で配付し、講師は税務署職員(または税務署が依頼した税理士)が行います。

時間はいずれの開催日も午後2時から午後4時までです。

会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページでも確認できます。

### 1. 営業等所得関係

開催月日	会場	対象地区
12月4日(木)	小諸市文化センター第一講義室(小諸市甲1275)	小諸市・御代田町
12月8日(月)	佐久商工会議所会館(佐久市中込2976-4)	佐久市(佐久地区)
12月10日(水)	軽井沢町商工会館(軽井沢町中軽井沢9-3)	軽井沢町

### 2. 農業所得関係

開催月日	会場	対象地区
12月15日(月)	佐久市 浅間会館(佐久市岩村田543)	全市町村

※各会場は、駐車場のスペースが少なく混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

## 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得、または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、本年1月から同様に必要となりました。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ先

佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 0267(67)3460(代表)

※自動音声に従い「2」を選択してください。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業所の皆さまへ

個人住民税の特別徴収は、給与事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、住所地の市町村へ納入する制度です。

個人で納付書により4回で納めていた従業員の方については次のようなメリットがあります。

● 納税の手間が省け、納め忘れがなくなる。

● 年12回(毎月)の納税になるため、1回あたりの負担が少ない。

地方税法第321条の4および町条例により、事業主は原則として特別徴収することになっていません。

ご連絡をいただければ特別徴収関係書類をお送りいたしますので、特別徴収していない事業所につきましても、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 問い合わせ先

税務課住民税係(内線42)